

犯罪被害者補償制度に関する研究（二・完）

——改正・犯罪被害者等給付金支給制度の課題——

太田達也

- 一 はじめに
- 二 香港における犯罪被害補償制度の概要と運用状況……（以上、七四卷五号）
- 三 改正・犯罪被害者等給付金支給制度の課題
- 四 小括……（以上、本号）

三 改正・犯罪被害者等給付金支給制度の課題

前章では、香港の犯罪被害補償制度を、給付の性格、受給要件、支給調整、申請・裁定手続、不服申立といった観点から分析を加えた。その結果、香港の犯罪被害補償制度は、

- (1) 全額公費による恩恵的な見舞金としての性格を有するものであり、我が国の犯罪被害者等給付金支給制度——以下、犯給制度という——と共通点が見られる、
- (2) 性犯罪被害についても積極的に給付の対象としており、しかも裁定機関の裁量による一〇〇%の増額さ

え認められる、

(3) 「事故」は制度の対象外としながら、例外的に過失犯についても補償金を支給する実務上の運用が見られる、

(4) 制度の対象となる傷害の程度は、原則三日以上の所得または所得能力の喪失とされ、極めて広範な犯罪被害を補償の対象としているが、障害給付金のほかに、傷害給付金といった類型の補償金があり、給付額も極めて低額から設定されているという事情は考慮する必要がある、

(5) 香港に在留権または在留資格を有する者であれば、外国人も補償の対象となる、

(6) 親族間被害については、犯人と被害者が被害当時同居していた場合には原則不支給とするものの、犯人の訴追と被害者たる未成年者の利益を要件として例外的に支給を認めているほか、別居の親族被害に対しては支給の余地を広く残している、

(7) 裁定手続において被害者が審問に出席し、意見を述べる機会が認められる場合があり、不服申立手続では、これが原則となる、

など、我が国の犯給制度の在り方を考える上で参考になるところが少なくないことが明らかになった。日本の犯給制度は、今回の改正により、支給範囲・支給額ともに拡大され——特に、改正後の制度を指すときには改正犯給制度という——、より被害者のニーズに則した制度となったと評価し得る。しかし、今回の改正で積み残しとなった課題もある。⁽⁹¹⁾そこで、以下では、香港のほか、アジア近隣諸国の犯罪被害者補償制度をも参考にしながら、改正犯給制度の抱える今後の課題について検討を加えることにしたい。

1 基本的性格

日本の犯給制度は、不法行為による損害賠償制度の実質化、社会福祉政策の拡充、刑事政策上の要請、国の司法制度に対する国民の信頼確保を目的としており、その給付金は、損失の一部補填の要素を含む見舞金としての性格を有している。⁽⁹²⁾ 犯給制度創設時には、こうした制度の理念や基本的性格を巡って様々な論議が行われたが、⁽⁹³⁾ 国家賠償的な制度や狭義の社会保険的な制度は採用されず、現行の形で制度が成立してからは、この種の議論は一応収束するに至り、今回の犯給法改正作業においても、犯給制度の目的や給付金の性格に関する検討は行われていない。

しかし、犯給制度の性格を巡って、近年、国家賠償的な見地から被害者補償を被害者の権利として認める見解が改めて主張されている。⁽⁹⁴⁾ ここでは、こうした見解を仮に国家賠償説と呼ぶことにする。制度の枠組みを根本から変えるような改革が現実的でなく、制度の本質や性格を巡る議論が具体的な制度論において今日どれ程の意味があるのか疑問なしとしないが、このように国家賠償説を再評価する向きもあることから、今一度、犯給制度の基本的性格の在り方について言及しておこうと思う。

近時、改めて主張されている国家賠償説の意図するところは必ずしも明らかでないが、国の賠償責任を認めることで補償の範囲を拡大することを目指しているものと思われる。しかし、広く自由と権利を国民に保障する国家に犯罪防止の法的義務を認めることは難しいばかりか、犯罪者の損害賠償責任を軽視することに繋がりがねず、犯罪抑止の見地からも望ましくないなど、犯給制度創設時に指摘された問題は依然として妥当しよう。国家賠償説では、補償の対象となる被害者を一定の重大事件に限定する根拠に乏しく、財産犯を含め、およそ全ての犯罪被害者に補償する責任が生じることになりかねない点についても同様である。また、たとえ国家賠償説に基づく制度を採用しても、ありとあらゆる犯罪被害者に補償を行うことは凡そ非現実的であり、補償の範囲には一定の限界を設けざるを得ないことになる。そうであるとすれば、現行の損失の一部補填を含む見舞金としての性格を

維持しながらでも、支給額や支給対象者を拡大していく方がよほど現実的であり、建設的であらう。⁽⁹⁶⁾ 香港の犯罪被害補償制度も、恩恵的な見舞金としての性格を維持している点で我が国と同じ路線を行くものである。

このほか、具体的な制度設計として、北米や台湾で採用されている損失(実費)補填的な制度や韓国のような社会福祉的性格の強い制度に転換するという選択がないわけではない。国家賠償説に基づく制度は自ずと損失補填的な制度構成になるが、損失補填的な制度を採るからといって国家賠償的な制度とは限らず、犯罪被害者補償の他の理念に基きながら制度設計として損失補填的な制度にすることは可能であり、海外の立法はそうした例であらう。

しかし、損失補填と言っても、将来の逸失所得を始め、犯罪による損失を全て補填することは、予算上、不可能であるし、現実の支出を補填することが、見舞金より被害者の支援に厚いとは限らない。実際に損失補填型の制度を採用しているアメリカやカナダでも、補償の対象となる支出の範囲はかなり限定されており、実際の支給額も日本に比べ相対的に低い。⁽⁹⁷⁾ 台湾の犯罪被害補償金も、遺族補償金の場合、扶養費として一定限度額を支給することから純粹な実費補填という訳ではないものの、受給者一人当たりの補償決定額は三五万台湾ドル(約一二一万円)程度に止まる。⁽⁹⁸⁾ また、損失補填型の制度は、細目毎に被害者が領収書を揃え、裁定機関の審査を受けなければならぬという煩わしさを伴ううえ、裁定機関にとっても、支出(領収書)の有無や適否を確認しなければならぬため、事務負担が大きくなる。そうした意味でも、使途を問わず、迅速な給付が可能となる我が国の犯給制度は政策的にも合理的と言えよう。もともと、改正犯給制度では新たに重傷病給付金が創設されたが(犯給法第四条二号)、⁽⁹⁹⁾ これは保険診療による医療費の自己負担相当額を支給するものであるから、この部分については損失補填的な性格が強いと考えられる。

他方、狭義の福祉制度に準拠するような制度は、生活保護など既存の福祉制度との関係が問題になるばかりか、

「福祉」という言葉の持つ魅力的な響きとは裏腹に、却って被害者への支援に憚る場合さえ生じかねない。勿論、長期的には、犯罪被害者補償制度や災害補償制度などを福祉的な制度の下に統合する大改革も全く考えられないわけではないであろう。しかし、生活保護を始めとする独立した社会保障制度を有する現行体制において被害者補償制度に課された役割は、被害後の一時的な経済的困窮状態を緩和し、その上で長期的な経済支援の必要性がある場合には、既存の福祉制度に橋渡ししていくことであると思われる。確かに、現行の社会福祉の制度や実務には不十分な面もあるが、これは本来、福祉制度の改善によるのが筋である。その点、香港の犯罪被害補償制度が被害者の（長期的な）経済的問題を解消することが制度の目的ではないとしている点は正当である。仮に被害者補償制度を狭義の福祉的要素の強いものにした場合、遺族や被害者本人の要保護性が受給要件とされることとなり、経済的にゆとりのある被害者には支給を認めないか、極めて低額の支給しか行わない制度になりかねず、従来の日本の犯給制度で支給対象となっていた被害者が受給対象から除外されてしまうことにもなりかねない。⁽¹⁰⁾ 実際、韓国の犯罪被害者救助制度は、「生計維持が困難な事情がある」ことを要件としている（犯罪被害者救助法二条一号）が、これに対しては研究者や実務家から批判があるほか、このような制度の下では、被害者の生計状態を調査するため、多くの時間と労力が必要になるとの指摘もある。⁽¹¹⁾

以上の点から、犯給制度にあつては、損失の一部補填や広義の福祉的要素を含んだ見舞金としての性格を維持しつつ、受給資格や支給額の拡大を図ることで、被害者の経済的な支援の充実を図ることは十分可能であり、むしろ、その方が被害者支援のより高いレベルへの近道ではないかと思われる。

2 障害・傷害の内容・程度

そもそも、香港の犯罪被害補償制度に関心をもつに至ったのは、日本と同じ見舞金的な性格でありながら、

「三日以上」の所得または所得能力の喪失を生ずるような軽度の身体的被害にまで支給の対象にしていたからである。日本の犯給制度による障害給付金は、改正前、両足切断や両眼失明といった四等級以上の極めて重い障害を負った者にしか認められず、制度施行後一九九年間に遺族給付金の支給裁定に係る被害者総数が約二、六〇〇名に及びながら、障害給付金の支給決定者は僅か七一名に過ぎないという状況にあった。⁽¹⁰⁾これは、最も重大な犯罪被害である死亡または死亡にも匹敵する被害である重障害を負った被害者に対する支援を原則とするという日本の給付金制度の立法趣旨によるものであるが、これに対し、障害を負った被害者に対する給付金のほかに、障害は残らないが、一定の身体的被害を被った被害者に傷害給付金を支給する制度を有している香港の制度は日本の犯給制度の在り方を検討するうえで参考になると思われたのであった。

しかし、この度の犯給法改正とそれに伴う政令の改正（平成一三年五月一六日政令第一八三号）によって、障害給付金の対象が大幅に拡大され、重傷病給付金の制度も新設されたことから、身体的被害の範囲については、ほぼ問題が解消されたと言つてよからう。但し、重傷病給付金の具体的な支給範囲については、療養期間、入院期間、給付内容、給付期間など一定の制約が付されており（犯給法二条三項、九条二項、政令一条、六条）、これらについては、今後の施行状況を見ながら被害者のニーズに則した制度に改善する余地はあろう。

また、心的外傷などの精神的被害については、改正前の障害給付金制度が、主として身体的な障害を受けた被害者を給付金の対象とし、精神的被害については、少なくとも「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないものであつて、日常生活に著しい制限を受けるもの」（第四級）でなければならぬとされていたため、身体的被害を伴わない犯罪被害、とりわけ性犯罪被害の被害者に対して給付金が支給される可能性は極めて低い状況にあった。

これに対し、香港の制度は、強姦の被害者に対しても給付の対象としており、しかも金額は、委員会の裁量に

より一〇〇%まで増額することが認められている。欧米でも、性犯罪被害者に犯罪被害者補償制度の適用を認める例が多い⁽¹⁰⁴⁾。台湾の犯罪被害者保護法も性犯罪被害者に対する給付の余地を残しているほか、一九九七年に制定された性侵害犯罪防止法に基づき、性犯罪被害者の医療費、カウンセリング費用、訴訟費用、弁護士費用などを補助する制度がある⁽¹⁰⁵⁾。

日本の法務省が行った調査でも、性犯罪の被害者は、精神的被害のみならず、転職・転居などによると思われる大きな経済的損失を被っていることが明らかにされていることから、性犯罪の被害者に対しても犯罪被害者等給付金を支給する余地を拡大すべきであると思われる⁽¹⁰⁶⁾ところ、改正犯給付制度では障害給付金の対象が一四等級まで拡大されたことから、性犯罪被害に限らず、精神的被害についても一定程度の心的外傷まで給付の対象に含まれることとなった。但し、改正後の政令によれば、拡大された障害等級において、精神的被害について明記されているのは最も軽いもので第九級であり、それによれば、「神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの」とされている（政令別表第一）。これではまだ依然として高度な心的外傷の程度が要求されているように思われ、性犯罪被害者などに対し適切な給付がなされるのか問題なくもないが、まずは実務においてどのような運用がなされるか見守る必要がある。

3 過失犯の被害者

犯給制度は故意犯の被害者にのみ適用があり、過失犯の被害者は給付の対象とならない。これは、(1) 過失犯の被害者に対しては責任保険の方法による経済的支援が可能であり、実際に過失犯の大半を占める交通事故による業務上過失致死傷の被害者に対しては自賠責保険制度がある、(2) 過失犯の加害者には資力がある者も多い、(3) 相対的に精神的打撃の大きい故意犯の被害者の支援を優先する必要がある、(4) 過失の認定が非常に

困難である、(5) 過失犯まで含めると事故や自然災害にまで対象が際限なく拡大されてしまう、ことなどが理由とされている。⁽¹⁰⁾ さらに、実務では、給付金の審査手続において故意の認定を柔軟に行い、過失犯との境界事例の被害者にも給付金を支給する場合があるため(例えば、ビルから飛び降りた自殺者に当たって死亡した被害者など)、⁽¹¹⁾ 法律上、わざわざ過失犯の被害者を含める必要はないとも言われている。

一方、海外の立法例に目を転じてみると、過失犯にも犯罪被害者補償制度を適用する例が見られる。カナダの州では交通事故以外の過失犯被害者も補償の対象としているし、アメリカでも飲酒運転の被害者に対して補償金を支給しているという。⁽¹²⁾ 前章で紹介した香港では、「事故」を被害者補償制度の対象外としながらも、一部の交通事故や高層建築からの落下物による被害者に補償金を支給する例がある。アジアにおいて過失犯にも犯罪被害者補償制度を適用する例としては、台湾の犯罪被害者保護法がある。同法の制定当時、台湾では強制車輛保険の制度がなく、交通事故被害者に対する損害賠償が十分に行われていなかったことから、同法による犯罪被害補償金の対象に過失犯被害者を含める必要があったとされる。⁽¹³⁾ しかし、その後、台湾でも強制車輛責任保険法が成立したため、現在では、同法と犯罪被害者保護法による給付の間で調整が行われている。結果的に、台湾の制度は、交通事故以外の過失致死傷の被害者も補償の対象となる点で優れており、実務でも、交通事故を含む過失犯の被害者に対し犯罪被害補償金が支給されているが、それでも特に不都合はないようである。⁽¹⁴⁾

確かに、過失犯の場合、責任保険があったり、加害者に資力があって、損害賠償を受けられる被害者も多いであろうが、なお、交通事故(業務上過失致死傷)以外の過失犯の被害者の中には、何ら公的な給付を受けられない者もいる。さらに、犯給法の立法当時、盛んに強調された故意犯の被害者の方が精神的打撃が大きいという根拠は妥当でなからう。特に、こうした発想に、犯給制度が国民の司法に対する信頼を確保するという目的が影を落としているとすれば、問題である。⁽¹⁵⁾ 被害者に給付金を支給することで、犯罪被害による経済的な問題を緩和し、

結果として、司法制度に対する信頼をも確保することが本来の筋道であつて、司法制度に対する信頼を確保するために（その範囲で）給付金を支給することになつてはならない。故意犯の被害者の精神的打撃と過失犯の被害者の精神的打撃を「比較」し、前者を放置することで司法に対する信頼が揺らぎかねないから、その者にのみ給付金を支給するという論理構成は避けるべきである。

また、過失の認定が難しいという理由については、犯給制度の目的は刑事責任の追及とは異なり、刑事裁判における過失の認定とは一致する必要がないこと、現在でも故意の認定には裁定機関たる公安委員会の裁量の余地があること、被害者の経済的事情が許せば、仮給付を認めただうえて、刑事手続の進行状況をみながら最終的な判断をすることもできること（公判が長期化する場合は問題であるが）、他の公的給付や損害賠償との調整が可能であることから、過失犯への適用を排除する決定的な要因にはなり得ないものと考える。過失犯被害者への給付金支給については、犯給制度創設当時からその可能性が指摘されており、⁽¹¹⁶⁾今一度、交通事故以外の過失犯被害者に対する給付金支給問題を検討すべきであらう。⁽¹¹⁷⁾

4 親族間被害

我が国の犯給制度は親族間で発生した犯罪の被害者には原則として給付金を支給しないものとしている。その理由として、（1）親族間で生じた犯罪の被害者にまで給付金を支給することは、社会連帯の精神から国民全体の負担により被害者を支援しようとする犯給制度の趣旨にそぐわない、（2）結果的に、給付金が犯罪者に還流し、犯罪者を利する危険性がある、（3）一定の親族間には、民法上、相互扶助の義務があるにもかかわらず、これに反する形で発生した犯罪の被害者に、「不慮」の犯罪被害者を支援することを目的とした給付金を支給することは妥当でないことなどが指摘されている。⁽¹¹⁸⁾

これに対し、香港では、一九八二年に従来の親族間被害不支給の原則を改め、被害当時、被害者と加害者が同じ家族構成員として同居している場合は原則として不支給とするものの、犯人が起訴され、且つ、未成年者などの受給者にとって給付金の支給が利益になると思料されるときには例外的に支給することができるものとしたことは前章で紹介した。

興味深いのは、日本の旧犯給法をも参考に制定された台湾の犯罪被害者保護法には、不支給事由について定めた日本の犯給法第六条の規定に酷似した規定が置かれているにもかかわらず、親族間被害の適用排除について定めた規定(同条第一号)が台湾の法律にはないことである。草案の編纂にあたった元法務部保護局の許啓義氏によれば、日本のように親族間被害について原則不支給とし、例外的に復活支給とするよりも、不支給の一般原則に基づいて個別に判断するにしたほうが、むしろ弾力的に運用でき、親族間被害の結果、経済的に困窮状態にある被害者のニーズに応えることができると判断したという⁽¹⁹⁾。

また、同じく日本の旧犯給法の影響が見られる韓国の犯罪被害者救助法による犯罪被害救助金制度は、犯罪行為が行われたとき、被害者と加害者の間に一定の親族関係がある場合には、原則として給付金を支給せず、不支給とすることが社会通念上適切でない⁽²⁰⁾と認められる特別な事情があるとき例外的に一部を支給する点では我が国と同様であるが、例外的に支給する場合に、日本では一律三分の一に減額されるのに対し、韓国では「一部を支給することができる」としている分、裁量の余地が広い⁽²⁰⁾。

このほか、アメリカでも、一九八八年に犯罪被害者法が改正された際、ドメスティック・バイオレンスの被害者も補償の対象とすることが連邦犯罪被害基金から各州の被害者補償プログラムへ助成金を支給する要件とされたため、親族間犯罪の被害者にも犯罪被害補償金を支給するのが一般的である⁽²¹⁾。もつとも、アメリカは損失補填型の補償金であるため、加害者へ補償金が還流する危険性を考慮する必要がないという事情があることを念頭に

置く必要がある。台湾の犯罪被害補償金も基本的には損失補填型ではあるが、遺族給付金として扶養費を遺族に支給することができるため、この給付については加害者への還流の危険性がある。これに対して、還流の危険性が高いと認められる場合は不支給とし、補償金を支給する場合にも、犯罪被害補償金を民間の被害者支援団体の信託管理に付すことで還流を回避するという手だても講じられている⁽¹²⁾。

日本の犯給制度が親族間被害を原則として制度の対象から除外しているのは、いわゆる「通り魔的」な「不慮」の犯罪被害者を社会連帯の精神から支援すること念頭に置いているからである⁽¹³⁾。しかし、この「不慮性」という要素を強調し過ぎると、結果として、被害者にとって酷な裁定が行われる場合があることに注意すべきである。勿論、被害者自身が犯罪行為を行ったり、相手方の犯罪行為を誘発するような場合の給付は認められないとしても、被害当時の被害者の言動を道義的な観点から過剰に評価し、「理想的な被害者」を嚴格に捉えて制度の対象とすることは望ましくない。ましてや、親族間事件の被害者には被害を招いた何らかの「責任」があるのが普通であるから給付金を支給するべきではないという「固定観念」を基に制度設計や運用がなされるとすれば、一種のblaming (被害者叩き) にもつながら、妥当でない。別居夫婦間の事件を始め、同居の親族間でも不慮の犯罪被害は幾らでもあるし、たとえ、事件の背景に不支給事由や減額事由に該当しない被害者のいわば道義的責任があったとしても、それをもって被害者や遺族が不利益を被る謂われはない。もし被害者に犯罪を誘発するなどの行為があった場合は、犯給法第六条二号・三号に依る不支給や減額事由の一般原則によって対応すれば十分である。

民法上の相互扶助義務⁽¹⁴⁾も、給付金の支給を一般的に制限する理由にはなり得ない。相互扶助義務に違反したのが加害者であって、被害者ではないからである。所論は、親族の場合、相互扶助義務があるのであるから社会連帯の精神による支援は必要ないとするのであろうが、被害者は犯罪により加害者たる扶助者を失うわけであるか

ら、正に必要なものが社会連帯による支援ではないだろうか。

唯一、深刻な問題が加害者に対する給付金の還流である。加害者を利する危険性のない事案を選別することは不可能ではないと思われるが、判断が難しい場合も予想されるし、支給後、将来に亘って給付金の行方を監視することは事実上不可能に近い。北米のように実費補填型の制度であれば、加害者を余計に利することはないし、債権者に直接支給することも可能であるが、見舞金たる日本の給付金の場合には事情が異なる。

しかし、殺人事件の被害者と加害者の間に親族関係がある場合は四〇%以上に及んでおり、これらを一律不支給とする制度にはやはり疑問が残る。⁽¹²⁸⁾ 例外的に支給する余地は残されているとの反論もあるが、警察における申請の段階で適切な判断がなされないと、申請そのものが抑制され、本来の裁定機関である公安委員会の審査に付されることもない。

今後、支給対象者の拡大に伴い、親族間被害を理由とする給付金の申請が増えることも予想されるため、親族間事件の被害者に対する犯給制度の適用が合理的に行われるよう、制度を整備しておく必要がある。台湾のように、親族間被害不支給の原則を廃止し、不支給の一般原則規定で対応するという案も検討の余地はあろう。もし、加害者への還流の危険性があるということであれば、当面は不支給の原則を維持したまま、例外的に支給する余地を拡大することもよい。⁽¹²⁹⁾ 特に、親族間犯罪の被害者に例外的に支給する場合、一律三分の一に減額する点については、その根拠が不明であり、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律施行規則の改正を要する(同規則八条)⁽¹³⁰⁾。例外的に支給する場合にも給付金の全部または一部を支給できるようにすべきであろう。さらに、不支給の原則を維持する場合は、申請の過程で不適切な選別が行われないような実務を徹底させる必要がある。

また、給付金が犯罪者へ還流するのを防ぐため、将来的には、信託などの支給方法の導入も検討に値しよう。この点に関し、台湾では、遺族補償金の受給遺族が未成年である場合、給付金を犯罪被害者保護法に基づいて設

立された財団法人犯罪被害者保護協会の信託に付し、受給者に対し分割で支給するか、その利子を毎月支給している実務が参考になる。⁽¹³⁾

5 外国人被害者

日本を訪れる外国人の数が増加するにつれ、日本滞在中に犯罪被害を受ける外国人も増加している。⁽¹²⁾ 現在、日本の犯給制度は、被害者本人か遺族が日本国籍を有しない場合でも、日本国内に住所を有していれば支給の対象となるが、旅行者などの短期滞在外国人が日本国内で被害を受けた場合、その本人や母国に居住する遺族には給付金が支給されない。さらに、そうした非在住型の外国人被害者は、たとえ母国に被害者補償制度があったとしても、一般に、当該国の領域内における犯罪被害に支給対象を限定している例が多いため、母国からも被害者補償金を受け取ることができず、両国の被害者補償制度の狭間で犯罪被害による経済的困窮に苦しむことになる。

このような非在住外国人に給付金を認めない理由として、(1) 犯給制度が社会の連帯共助の精神により実質的に日本社会を構成している者に給付金を支給するものであること、(2) 外国に居住している外国人や遺族の場合、支給の裁定に必要な生計や家族の状況に関する情報を集めるのが難しいこと、(3) 外国で犯罪被害を受けた日本人がその国や日本から犯罪被害補償金を受けることができないこととの均衡、(4) 日本の犯給制度は、犯罪者からの罰金などを原資として損害補償的な給付を行うものではなく、国民の税金を原資として見舞金的な給付金を支給するものであること、などが指摘されている。⁽¹³⁾

この点につき、日本との人的交流が盛んなアジア各国の被害者補償制度は外国人への適用については消極的である。香港では、香港の在留権を有するか、または在留資格のある者であれば外国籍の者も支給対象となるが、短期滞在者(旅行者)などに適用があるかどうかは明らかでない。また韓国と台湾は、相互主義の下で外国人に

も適用を認めるとしている⁽¹³⁴⁾。従って、相手国の制度によって、外国人に対する制度の適用は広くも狭くもなり得るので、出身国の制度の如何にかかわらず、日本国内に住所を有する外国人に給付を認める日本の犯給制度の方が、まだ外国人被害者への保護に厚いと言える。

しかし、日本の国際化の進展や日本の国際社会における地位を考えると、少なくとも情情的には、現在、給付の対象とならない短期滞在外国人への給付の道が開かれてもよいように思われる⁽¹³⁵⁾。但し、犯給制度の給付額は、日本人の所得や生活水準を考慮に入れた上で決定されている。従って、例えば、外国人被害者の母国の経済水準がこれと著しく異なる場合には給付額の妥当性という問題が生じる。しかし、これは、現在、支給対象となっていない日本在住外国人の被害者にも当てはまる問題なので、これだけでは短期滞在外国人への給付を否定する理由にはならないであろう。一方、短期滞在外国人への給付が可能ということになれば、これを目当てとした、偽装申請が起きる事態も一応想定しなければならない。特に、受給要件としての障害や傷害の程度が大幅に引き下げられることになったことから、その危険性は高くなったと言える。給付のためには、犯人の検挙や犯行動機の解明などが不可欠となるろう。

6 在外邦人被害者

早急な検討を要する課題は、在外邦人被害者に対する犯給制度の適用拡大である。近年、日本人の海外進出に伴い、国外で犯罪被害に遭う日本人も増加している⁽¹³⁶⁾。しかし、現在、犯給制度の適用は日本国内で生じた犯罪被害に限定されているため、在外邦人は給付金の支給対象とはならず、たとえ被害発生国に犯罪被害補償制度があったとしても、短期滞在外国人には支給しない制度となっている場合が多いため、こうした在外邦人被害者は何らの経済的支援も受けることができない。海外には、附帯私訴や損害賠償命令など、刑事手続において損害回復

を図る制度を有している国もあるが、外国人(日本人)がこうした制度や民事裁判を利用して犯罪者から損害回復を図るのは容易ではなく、旅行者など短期滞在者の場合は尚更である。また、経済事情の良くない国では、犯罪者の資力は話にならないことが多い。このため、在外邦人被害者は、経済的に大きな打撃を被りながら、結局、何らの補償も損害賠償も受けることができず、誠に気の毒な状況に置かれることになる。在外邦人被害者に犯給制度の適用を拡大する必要性がここにある。

この点につき、「犯罪被害給付制度その他犯罪被害者支援に関する提言」では、刑法の国外犯が適用される場合で、被害者は勿論、加害者も共に日本人であるときは、日本の法制度の信頼を確保するためにも、犯給制度の適用を考慮する必要性は高いとして、在外邦人被害者に対する犯給法適用の問題を中長期的課題としている点は多いに評価し得る^(略)。特に、海外で発生した犯罪の被害者に給付金を支給しようとする場合、事件に関する情報を(警察を通じ)給付金の裁定機関である公安委員会が入手する必要があるが、現地の警察や検察などの法執行機関から情報入手するには実務上困難を伴うため、こうした国際共助の側面をも考慮にいれながら、検討を行っていく必要がある。但し、ここで再び登場する「国民の信頼確保」という理由付けは、過失犯被害者の所でも指摘したように、本来的な制度の目的と効果が逆転している嫌いがある。我が国の「司法制度に対する信頼を確保するため」(提言では「にも」とはあるが)、「その範囲」で支援を行うべきではなく、本来の経済的支援の必要性を考えた場合、加害者が日本人である場合は勿論、日本人ではない場合にも、在外邦人被害者に対する犯給制度の適用を認めるべきであろう。なお蛇足ながら、第一節で紹介した国家賠償説では、在外邦人被害者に対する犯給制度の適用をどう説明するのだろうか、興味のあるところである。

7 給付額

犯給制度施行以来、給付額の改定については、給付基礎額の最高額を引き上げる形で三度に亘って実施されてきた⁽¹³⁸⁾。但し、この方法は、給付基礎額を算定する基準となる被害者の収入日額(×係数)が(各年齢層毎の)給付基礎最高額を越えるような、比較的経済的にゆとりのある受給者にとつては給付額の上昇に繋がるが、それ以外の受給者の受給額には影響しない。そこで、今回の犯給法改正に伴う政令改正により、現在の賃金水準等も勘案し、給付基礎額の最高額のみならず、給付基礎額の最低額も引き上げられた。これにより、我が国の給付金受給者のうち半数近くを占める収入日額(×係数)が給付基礎額の最低額に満たない被害者の給付額も上昇することになり、支給額全体の上昇が見込まれている。但し、「提言」にあつた給付基礎額を算定する際、被害者の所得に掛ける係数の見直しについては、他の公的給付との関係から、今回は見送られることとなつた。

なお、給付額に関しては、犯給制度による給付金の額が被害者の損害を回復するための費用としてはあまりにも少ないとの批判がある⁽¹³⁹⁾。しかし、その批判に対しては、犯給制度は被害者が被つた損害を全額補填することを目的とするものではなく、また給付基礎額が高い年齢層の被害者には他の公的給付の適用があるため、支給の対象からはずれることが多いという指摘が重要である⁽¹⁴⁰⁾。

さらに、支給裁定額が低くなる背景には、被害者のなかに無収入ないし収入の低い者が少なくないことも関係しているという事実を確認しておく必要がある。警察庁の資料によれば、支給裁定がなされた申請のうち、被害者が無収入だった場合が約三五%にも達しており、被害者の収入日額が給付基礎額の最低額に満たない被害者(二八%)と併せると、全体の約半数以上が低所得者となつており、これが支給裁定平均額を下げる一要因となつている。

また、海外の犯罪被害者補償制度と比較し、給付額の点で日本の犯給制度が見劣りするかのような評価があるように思われる。しかし、犯罪被害者補償金の給付額は、各国の所得や物価水準が異なり、また被害者補償制度

の性格も互いに異なるため、国際間で単純に金額の多寡を比較してみても余り意味がない。また、敢えて海外の制度と給付額の比較をしたとしても、日本の給付額は決して見劣りがするどころか、平均給付額が数十万円という桁にしかない北米の制度に比べ、⁽¹⁴⁾一桁多い我が国の給付金の実績はむしろ評価されてしかるべきではないかと思われる。

反対に、海外の制度の補償額が低いからと言って、我が国の犯給制度の給付金が低くて良い理由にならないから、今後も、給付額については、物価水準や他の公的給付との関係を考慮しながら、逐次、見直しを行っていく必要があることは言うまでもない。⁽¹⁴⁾特に、給付基礎額の最低額と最高額だけの引き上げでは、各年齢層において旧基準の最低額と最高額の範囲に収入日額（×係数）が収まっているような受給者に対する給付額の引き上げには繋がらないことから、特に将来の課題は、給付基礎額を計算するため被害者の収入の日額に掛ける「係数」（現行は、七〇％または八〇％）か、給付基礎額に乘じる「倍数」を引き上げる形で、受給者全体の平均給付額を引き上げることが課題となろう。また、犯給制度による給付金の引き上げのほか、警察官や海上保安官の職務に協力援助した者の災害給付ならびに証人等の被害についての給付も同時に（または先行する形で）引き上げていく必要がある。

8 財源の確保

犯給制度による給付金は国の予算から支出される（犯給法三条）。犯罪被害者補償金が政府の一般予算で賄われているという点では、主務官庁こそ異なれ、香港や韓国も同様である。しかし、犯罪被害者補償制度のため特別の財源を確保している国もある。⁽¹⁵⁾欧米では犯罪者から徴収した追加罰金や過料を被害者補償など被害者支援の財源に組み込む例が見られるが、⁽¹⁵⁾厳しい国家財政事情を抱えるアジア諸国においても犯罪被害者補償制度の財源に

一定の工夫を行う例が見られる⁽¹⁴⁶⁾。

特に、こうした取り組みに積極的なのが台湾である。台湾の犯罪被害者保護法では、犯罪被害補償金の財源として、法務部予算のほか、受刑者や未決拘禁者の労作金（作業賞与金に相当）の一部や犯罪により得た犯罪者の所得またはその財産を没収・公売したものを財源とすることが規定されており（犯罪被害者保護法四条二項二号・三号）、制度が施行された一九九八年一〇月から二〇〇〇年末までの二年三箇月の間に計一億四、二五八万円（約五億円）の労作金が犯罪被害補償金特別口座に繰り入れられている⁽¹⁴⁷⁾。もつとも、台湾のように刑務作業収入から労作金（作業賞与金）を算出する方式と異なり、我が国のように国庫から予算として作業賞与金を支出する制度の下では賞与金からの「繰り入れ」という仕組みは考えにくいであろう。さらに、受刑者の高齢化や作業収入の低下という問題を抱える我が国の刑事施設の予算枠に財源を求めるのは難しいのかもしれない。

しかし、我が国でも、今後、給付対象の拡大や給付額の更なる引き上げが必要となる一方で、行政改革が進み、今以上の緊縮予算が求められる事態となれば、犯給制度においても新たな財源を開拓する必要に迫られるかもしれない。その意味でも各国における財源確保の取り組みには注目しておく必要がある⁽¹⁴⁸⁾。

9 損害賠償との関係

犯給制度上、犯罪被害を原因として被害者または遺族が犯罪者等から損害賠償を受けたときは、その価額を限度として給付金を支給しないものとされている（犯給法八条一項）。実務上、不支給や減額裁定全体のうちで損害賠償を理由とするものは約半数を占めている⁽¹⁴⁹⁾ほか、損害賠償を受けていることを理由に給付金の申請そのものが行われない場合もあり得る。これらの被害者が受け取った損害賠償がどの程度のものかは明らかでないが、一般に、殺人などの重大犯罪で被害者が実際に損害賠償等の支払いを受けているのは全体のごく一部であり、またそ

の金額も被害の程度に比して極めて低い⁽¹⁰⁾。

こうしてみると、損害賠償として僅かな金額が被害者に対して支払われた場合にも損害賠償との間で常に給付金の調整を行うのは適切ではない場合があるのではないか。立法趣旨からすれば、犯給制度は不法行為としての犯罪被害を蒙りながら損害賠償を得られない気の毒な被害者の経済的支援のために創設されたものであるから、被害者等が損害賠償を受けたときにまで給付金を支給することは相当でないということになるのである。確かに、軽度の身体的被害であれば、給付金か損害賠償のどちらかを得られれば、経済的支援として十分という場合があるかもしれない。しかし、犯罪被害のなかで、特に旧犯給制度が対象としていた死亡や重障害の場合被害者の蒙った実際の損害は給付額より遙かに甚大なのであるから、折角、犯罪者側から僅かの賠償金が得られても、給付金との間で調整が行われてしまつては、被害者に対する経済的支援の効果は薄れてしまう。ましてや、犯給制度による給付金が（損害の一部補填を含んだ）見舞金であるということになれば、尚更、こうした調整が行われる根拠が不明確となる。

また、犯給法上、給付金支給前に（公安委員会の裁定前でも裁定後でも）被害者等が損害賠償を受けたときは給付金の調整が行われるものの、給付金支給後に損害賠償を受けたときの給付金の返還に関する規定はないため、このような場合に、給付金を受けた被害者は事後に損害賠償を得ても返還する義務はないと解され（しかし、国は犯罪者等に対し求償を行うことはできよう）、損害賠償の受領の時期による不均衡が生じる。現実には考えにくい⁽¹¹⁾が、こうした構造が被害者の損害賠償請求を遅らせる要因として働き、それが犯給制度による給付金の裁定にも悪い影響を与えるようなことになれば、問題である。

以上のことから、被害者が損害賠償を受けたときにも、被害の全体像を考慮し、給付金の調整を行わない余地を認めるべきであろう⁽¹²⁾。

ところで、犯給制度の場合、被害者等に対し給付金を支給した場合、国は、犯罪者に対し求償権を取得する(犯給法八条二項)。しかし、犯罪者には資力がなことが多く、一般に、犯罪者に対する求償は非現実的な措置として一笑に付されることが多く、仄聞するところによれば、我が国において実際に国が犯罪者に求償を行った例は一件しかないという。この点については、犯罪被害補償金支給後の犯罪者に対する求償を積極的に行使している台湾政府(檢察署)の実務を紹介するなかで触れたため、⁽⁹²⁾ここでは詳しく論じないが、結論的には、自らが犯した罪の償いの一環として損害賠償責任を果たす努力をさせることが犯罪者の「真の」社会復帰につながる⁽⁹³⁾と同時に、被害者の正義感情を充足することにもなると思われることから、求償の問題を当初より非現実的の一言で一蹴してしまうのではなく、その制度や運用の在り方を改めて検討してみる余地はあろう。特に、前述した損害賠償との調整を弾力化する案や、刑事司法の枠組みのなかで犯罪者に対し損害賠償を命ずるような制度の可能性なども併せて考察してみることが重要である。

(91) 犯罪被害者支援に関する検討会・前掲注(2) 七一〇頁以下。また、日本弁護士連合会『犯罪被害給付制度に関する中間提言』に関する意見書(二〇〇〇)も参照された。

(92) 第九一回国会衆議院地方行政委員会議録第九号(昭和五五年三月二五日)「以下、衆議院地方行政委員会九号とする」二頁、一頁、一六頁、第九一回国会衆議院地方行政委員会法務委員会連合審査會議録第一号(昭和五五年三月二六日)「以下、衆議院連合審査会とする」二一三頁、六七八頁、一三一四頁、一六一七頁、第九一回国会衆議院地方行政委員会會議録第七号(昭和五五年四月二二日)「以下、参議院地方行政委員会七号とする」一三頁、二頁。また、浅野信二郎「犯罪被害給付制度の基本的考え方」警察学論集三三卷一一号(一九八〇)一一一四頁、古川守夫「犯罪被害者に対する救済の現状と若干の問題点」警察学論集三六卷一〇号(一九八三)四六一四七頁、大谷實「被害者保護と犯罪被害給付制度」法律のひろば四〇巻一号(一九八七)四八―五〇頁も参照の事。

(93) 鈴木義男「被害者補償制度の諸問題―英米での論議を顧みて―」大谷實Ⅱ宮澤浩一編・前掲注(3) 一三四―一三七頁、藤永幸治「犯罪被害者補償制度の問題点」警察学論集二八卷六号(一九七五) 六三一六六頁、大谷實『犯罪

- 被害者と補償』日本経済新聞社(一九七五)一一七一―三四頁、同『被害者の補償』学陽書房(一九七七)一〇四―一六頁、齋藤誠二『被害者補償制度の基本問題』風間書房(一九七七)一六一―二二頁。
- (94) 諸澤英道「犯罪被害者対策の現状と課題」法律のひろば五〇巻三号(一九九七)四一―五頁、高橋則夫「被害者の財産的損害の回復」ジュリスト一一六三号(一九九九)七三頁。大谷實教授は、損害賠償を国家が代わりに引き受ける制度を提案される。大谷實「犯罪被害者対策の理念」ジュリスト一一六三号(一九九九)一二頁。日本弁護士連合会は、憲法上の生存権を根拠として、国家に対し、犯罪被害者を賠償する法的責任を付与し、被害者には賠償を請求する権利を認めるべきとする。児玉公男「犯罪被害者の支援について―弁護士会の立場から」ジュリスト一一六三号(一九九九)六六頁。
- (95) 鈴木義男・前掲注(93)一三四頁、藤永幸治・前掲注(93)六三一―六五頁、大谷實「一九七五」・前掲注(93)一一〇―一二頁、同「一九七七」・前掲注(93)一〇五―一〇八頁、齋藤誠二・前掲注(93)一八頁。
- (96) 奥村正雄教授は、国家が犯罪を防止する法的義務を有するとするのは困難であるという理由から、国家賠償的な被害者補償制度に否定的な見解を示される。奥村正雄「犯罪被害者に対する経済的支援」現代刑事法一〇号(二〇〇〇)四九―五一頁。
- (97) 富田信穂「アメリカ合衆国における犯罪被害者対策」被害者支援研究会編・前掲注(3)四七―四八頁、拙稿「カナダの被害者補償制度―ブリティッシュ・コロンビア州を例として」被害者支援研究会編・前掲注(3)五九―六〇、六七―六八頁。
- (98) 法務部統計處編『中華民國法務統計年報八九年』(二〇〇二)九八頁。拙稿「台湾の犯罪被害者補償制度―犯罪被害者保護法の運用状況」法律のひろば五四巻六号(二〇〇二)四六頁。
- (99) 改正犯給制度については、安田貴彦「警察における犯罪被害者支援のための取組み―犯罪被害者等給付金支給法の改正とストーリー規制法を中心に―」法律のひろば五四巻六号(二〇〇二)三四頁以下参照。
- (100) 齋藤誠二・前掲注(93)一八一―一九頁、七〇頁、大谷實「一九七七」・前掲注(93)一一四―一一五頁。
- (101) このため、韓国では、制度の理念やプライバシーのほか、事務負担などを理由として生計維持困難の要件を削除するべきであるという主張がある。趙均錫・前掲注(5)一一―一二頁、朴光燮・前掲注(5)五三頁。

- (102) 犯罪被害者支援に関する検討会・前掲注(2) 資料編。
- (103) 衆議院地方行政委員会九号・前掲注(92) 五一六頁、一二頁、二〇頁、衆議院連合審査会・前掲注(92) 一四頁、一七頁、宮本和夫「犯罪被害者に対する給付制度の創設について―その趣旨・骨子等を解説―」警察公論三四卷一七号(一九七九)二八頁、村澤真一郎「犯罪被害者等給付金支給法」警察学論集三三卷一七号(一九八〇)一三一―一六頁、大谷實二齋藤正治「犯罪被害給付制度」有斐閣(一九八二)四八頁、六〇頁、六九頁。
- (104) 富田信穂・前掲注(97) 四八頁、拙稿・前掲注(97) 五七頁、小木曾綾「フランスにおける犯罪被害者対策」被害者支援研究会編・前掲注(3) 七六頁。
- (105) 犯罪被害人保護法施行細則第二条、中華民國刑法第一〇条四項。拙稿・前掲注(98) 四七頁。
- (106) 性侵害犯罪防治法(中華民國八六年一月二二日總統令公布) 第一七条。一九九九年中に補助を受けた性犯罪被害者は二、〇九三人に上り、合計約二、〇〇〇萬元(七、〇〇〇万円)が支給されている。内政部性侵害犯罪防治委員會編『八八年台閩地區性侵害犯罪分析報告』(二〇〇〇) 五頁。拙稿・前掲注(98) 四七―四八頁。このほか、アジアでは、アキノ大統領時代に制定されたフィリピンの犯罪被害者補償制度では、法律上、強姦や重度の心的外傷(physical injuries or serious trauma)を受けた暴力犯罪の被害者も補償金を支給対象に含めており、またインドのタミール・ナドゥ州の制度も強姦被害者を対象としている点で注目に値する。拙稿「二〇〇〇」・前掲注(8) 三六―三六七頁。
- (107) 法務総合研究所『法務総合研究所報告七―犯罪被害の実態に関する調査』(二〇〇〇) 二五―二九頁、法務総合研究所『平成一一年版犯罪白書―犯罪被害者と刑事司法』(一九九九) 二七二―二七五頁〔以下、「平成一一年版犯罪白書」という〕。
- (108) 拙稿「犯罪被害者支援の国際的動向と我が国の展望」法律のひろば五三卷二号(二〇〇〇) 一五頁。
- (109) 衆議院地方行政委員会九号・前掲注(92) 二二三頁、九一―一〇頁、一一―一二頁、一六一―一九頁、二二頁、衆議院連合審査会・前掲注(92) 一四頁、一七―一九頁、參議院地方行政委員会七号・前掲注(92) 六―八頁、一二頁、一八―二〇頁、大谷實二「一九七五」・前掲注(93) 一三九―一四〇頁、同「一九七七」・前掲注(93) 一四〇―一四一頁、同「被害者補償制度の基本問題」警察学論集二九卷六号(一九七六) 四二頁、村澤真一郎・前掲注(103) 一二頁、

- 齋藤正治「犯罪被害給付制度施行後一年を振り返って」警察学論集三五巻四号(一九八二)一一一―一三頁、小谷歩「犯罪被害給付制度の概要と運用状況―施行後一年半を顧みて―」警察公論三七巻二号(一九八二)八〇―八二頁、大谷實⇨齋藤正治・前掲注(103)四八頁、六七頁、宮城直樹「犯罪被害給付制度の概要と今後の課題」警察行政の新たな展開」編集委員会編『警察行政の新たな展開上巻』東京法令出版(二〇〇一)四二―四四頁。
- (110) 大谷實⇨齋藤正治・前掲注(103)六七―六八頁、齋藤正治・前掲注(109)一一―一四頁、山田俊秀「犯罪被害給付制度の概要とその運用状況―暖かい救済制度―へ向けて―」警察公論三九巻九号(一九八四)五一頁。
- (111) 富田信穂・前掲注(97)四七―四八頁、拙稿・前掲注(97)五七頁。
- (112) 張甘妹「台湾における被害者学の研究」被害者学研究(日本被害者学会)五号(一九九五)六二―六三頁。
- (113) 強制汽車責任保険法(中華民國八五年一月二七日總統令公布)。
- (114) 拙稿・前掲注(98)四八―四九頁。但し、過失犯被害者からの申請が少なくないこと、また震災の被害者からの申請があり、対応を検討していることは記憶しておくべきであろう。
- (115) 同旨、日本弁護士連合会・前掲注(91)八頁。
- (116) 藤永幸治・前掲注(93)六七頁、大谷實「刑事被害者補償をめぐる問題」大谷實⇨宮澤浩一編・前掲注(3)三一頁、同「一九七七」・前掲注(93)一四―一頁、同・前掲注(109)四二頁、宮澤浩一「被害者学の立場からみた犯罪被害者補償制度」警察学論集二九巻六号(一九七六)三〇頁。
- (117) 高橋則夫・前掲注(94)七三頁。但し、高橋教授は、その前提として、被害者補償を被害者の権利とすべきだとされる。
- (118) 大谷實「イギリスにおける被害者補償制度の運用状況」大谷實⇨宮澤浩一編・前掲注(3)九三頁、齋藤誠二・前掲注(93)六七頁、大谷實「一九七七」・前掲注(93)一四七―一四八頁、大谷實⇨齋藤正治・前掲注(103)八八頁、九三―九四頁、宮本和夫・前掲注(103)二九頁、齋藤正治・前掲注(109)一六頁、澤井三郎⇨松田健吾「犯罪被害給付制度並びに犯罪被害救援基金の運用・活動状況」警察学論集四四巻二二号(一九九一)一一―一二頁、奥村正雄「被害者支援の現状と問題点」宮澤浩一⇨国末孝次監修『講座被害者支援―犯罪被害者支援の基礎』東京法令出版(二〇〇〇)二二六頁、宮城直樹・前掲注(109)四二―八頁。

- (119) 拙稿・前掲注(98) 四九頁。なお、草案編纂者による同法の解説が出版されているので、参照されたい。許啓義『犯罪被害人保護法之實用權益』永然文化(二〇〇〇)。
- (120) 拙稿 [110001]・前掲注(8) 三六七頁。
- (121) 42 U.S.C. § 10602.
- (122) 富田信穂・前掲注(97) 四七―四八頁。
- (123) 拙稿・前掲注(98) 四九―五〇頁。
- (124) 衆議院連合審査会議・前掲注(92) 六頁など。
- (125) B・メンデルソーンの有責任性に関連して用いられた用語である。宮澤浩一『被害者学の基礎理論』世界書院(一九六六) 一五八―一五九頁。
- (126) 奥村正雄・前掲注(118) 二二六頁。
- (127) 法務総合研究所『平成一二年版犯罪白書―経済犯罪の現状と対策』二七六頁〔以下、平成一二年版犯罪白書という〕。
- (128) 家庭内事件の被害者に対する給付金不支給の原則に対し再検討を要する見解として、「犯罪被害給付制度発足―犯罪被害者救済基金設立一〇周年記念シンポジウム(パネルディスカッション) 被害者の未来像―警察学論集四四卷一二号(一九九一) 五三、五七―五九頁の宮澤浩一教授および山上皓教授の発言。
- (129) 同旨、高橋則夫・前掲注(94) 七三頁。
- (130) 拙稿・前掲注(108) 一五一―一六頁。
- (131) 拙稿・前掲注(98) 四九―五〇頁、拙稿「台湾における犯罪被害者支援の現状―犯罪被害者保護協会の活動を中心として(2)」『捜査研究五九六号(二〇〇一) 三八頁。
- (132) 外国人に対する刑法犯の発生件数は、一九八〇年では九、二〇二件であったのに対し、一九九九年では一万五、五八七件となっている。警察庁『昭和五五年の犯罪』(一九八二) 四一―四二頁、同『平成一二年の犯罪』(二〇〇〇) 四四八―四四九頁。
- (133) 衆議院連合審査・前掲注(92) 一一二頁、二〇―二二頁、第九一回国会衆議院地方行政委員会議録第一〇号(昭

- 和五五年三月二七日)「以下、衆議院地方行政委員会(一〇号とする)五頁、大谷實||齋藤正治・前掲注(103)七七―七八頁、澤井三郎||松田健吾・前掲注(118)一一〇―一一一頁。
- (134) 犯罪被害救助法第一〇条、犯罪被害人保護法第三三条。
- (135) 高橋則夫・前掲注(94)七三頁。
- (136) 平成一二年版犯罪白書・前掲注(127)三一―三二頁。
- (137) 犯罪被害者支援に関する検討会・前掲注(2)七頁。
- (138) 昭和五七年四月二七日政令一二九号、昭和六二年五月二二日政令一五七号、平成六年六月二四日政令一七四号
- (139) 瀬川晃||奥村正雄「犯罪被害者等給付金支給制度」宮澤浩一||田口守一||高橋則夫編『犯罪被害者の研究』成文堂(一九九六)、九九頁、奥村正雄・前掲注(118)二二二―二二三頁。
- (140) 諸澤英道・前掲注(94)四頁。
- (141) 宮澤浩一「被害者への支援活動に寄せて」警察学論集五〇巻四号(一九九七)九一頁。
- (142) 奥村正雄・前掲注(118)二二三頁。
- (143) 富田信穂・前掲注(97)四八頁、拙稿・前掲注(97)六八頁。
- (144) 犯給制度の給付金受給者の約半数が給付額を少ないと感じていることが以前の調査でも明らかになっている。意識調査でも、約八〇%が支給金額を引き上げるほうがよいと回答している。警察庁『犯罪被害給付制度の在り方』(瀬川晃||奥村正雄・前掲注(139)一一〇頁)、二〇〇〇年七月に警察庁が一般国民(運転免許保持者)を対象に行った意識調査でも、約八〇%が支給金額を引き上げるほうがよいと回答している。警察庁『犯罪被害給付制度の在り方』についてのアンケート報告書(二〇〇〇)三頁参照。
- (145) NATIONAL ASSOCIATION OF CRIME VICTIM COMPENSATION BOARDS, CRIME VICTIM COMPENSATION PROGRAM DIRECTORY 2000 (2000), WILLIAM G. DOERNER & STEVEN P. LAB, VICTIMOLOGY 89 (2nd, 1998), 安田貴彦「諸外国にみる犯罪被害者対策の現状―アメリカを中心に―」法律のひろば五二巻五号(一九九九)四四頁。
- (146) 本文で触れる台湾のほか、フィリピンの補償制度は、娯楽遊興関係団体と軍跡地再開発機構からの収益の一部、それに民事訴訟の申立手数料の一部を基金に組み入れている。拙稿・前掲注(8)三六九―三七〇頁。
- (147) 拙稿・前掲注(98)五二―五三頁。

- (148) 犯罪者から徴収した罰金や没収財産を犯給制度の財源にする提案として、高橋則夫・前掲注(94)七三頁、児玉公男・前掲注(94)六六頁。
- (149) 奥村正雄・前掲注(118)二〇六―二〇七頁。
- (150) 法務総合研究所・前掲注(107)三四―四三頁、平成一一年版犯罪白書・前掲注(107)二七六―二八一頁。
- (151) 同旨、日本弁護士連合会・前掲注(91)一〇頁。奥村正雄・前掲注(118)二二六頁もこの趣旨か。しかし、日弁連の「理由」にある給付金支給後に損害賠償を受けた場合の給付金返還義務は、少なくとも現行法、ないものと考えられる。実務において、こうした例があるとすれば検討を要する問題であろう。
- (152) 拙稿・前掲注(98)五〇―五二頁。また、韓国では、国が求償権を行使する際、加害者たる受刑者または被保護監護者の作業賞与金または勤労補償金から賠償金の支給を受けることができるものとされている(犯罪被害者救助法八条三項)。拙稿[二〇〇〇]・前掲注(8)三七〇頁。
- (153) 奥村正雄教授も、犯罪者側の誠意・努力と結びついた犯罪被害者補償制度の可能性を示唆される。奥村正雄・前掲注(118)二二七頁。但し、被害者補償制度は、日本の犯給制度を含め、被害者に対する経済的困窮を一部緩和することが目的であり、犯罪者に対する憎悪感情の緩和が目的ではないので(副次効果として、国や司法制度に対する信頼確保を考えることはよい)、被害者の犯罪者に対する憎悪感情の緩和という基準で給付金の多寡など犯給制度自体の評価することは適当でなからう。瀬川晃Ⅱ奥村正雄・前掲注(139)一一九―一二〇頁、高橋則夫・前掲注(94)七三頁、児玉公男・前掲注(94)六五頁。

四 小 括

本稿では、香港の犯罪被害補償制度について分析を行った後、我が国の犯罪被害者等給付金支給制度について、今回の法改正で積み残しとなった課題を中心に検討を加えた。本稿を締め括るにあたり、犯給制度全般に関わる事項について若干の見解を示しておくことにする。但し、犯罪被害者補償制度に関しては更に検討を要する課題もあり、比較法の観点からは、一般に我が国で評価されることの多い欧米の制度を再検証する作業が残されてい

るが、これらについては他日の課題としたい。本章を「小括」としたのも、そのためである。

1 申請時の対応

最近、犯罪被害者等給付金の申請に関し、警察署で給付金申請の希望を表明しているにもかかわらず、受給要件を満たさないという理由で申請そのものを認められなかったという体験を被害者支援関係者から伺う機会が二度ほどあった。一件は僅かながら犯罪者側から既に損害賠償を得ているからというのが理由で、もう一件は親族間の被害であるからというものであった。事案の詳細を伺った訳ではないし、一方当事者からの情報であるので、ここでその是非を論ずることはできないし、そうすべきでもなからう。しかし、その際、気になったのは、被害者が申請を行う際の警察職員への対応である。

現在、給付金の申請は被害者が警察の担当者と相談をしながら警察署または警察本部の窓口で行うことになっており、被害者が申請書を自由に入手し、公安委員会宛に直接送付・申請するという方式は採られてない。そのため、担当警察職員の犯給制度に関する知識や応対が重要な意味をもつことになる。申請が認められなかった右の二つの事案についても、共に給付金の支給可能性が全くないケースではなからう。親族間被害の場合でも、「社会通念上適切でない」と認められる特段の事情（犯給法施行規則八条）がある場合には復活支給が認められるし、損害賠償を受けている場合も、その金額と被害の程度によっては支給の余地がある。実際、損害賠償を受けていた方の事案では、後に弁護士が関与して初めて申請が認められ、しかも支給の裁定が下りている。

給付金の形式的要件を欠くような案件であればともかく、受給要件の有無など給付の可否を巡って実質的な判断が必要となる場合に、申請の段階で不適切な選別がなされることがあってはならない。勿論、受給要件を欠いた、給付の可能性すらない申請を認めると、被害者に無駄な希望をもたせ、結局、精神的な負担をかけることに

なるし、またそうした申請が増えれば警察や公安委員会の事務負担が大幅に増えることにもなりかねないため、慎重を期する必要がある。しかし、裁定機関はあくまで各都道府県の公安委員会であるということを確認したうえで、警察の担当者にあつては、給付金の申請に関する確で懇切丁寧な指導・助言に努めなければならない。

犯給制度が施行されてから既に二〇年が経過し、警察の現場も給付金の申請に関し相当な経験を積んでいると思われ、また随時、警察庁犯罪被害者対策室への照会も可能であろうから、申請時の不用意な指導や助言は殆どないものと思いが、なお担当職員には犯給制度に関する研修の充実を図り、実質的な判断が求められるような場合には、取り敢えず申請を認めるような体制を整える必要がある。申請され行われれば、たとえ不支給の裁定がなされても、行政不服審査法に基づく国家公安委員会への審査請求や行政事件訴訟の道は残されるのである。こうした方針を徹底すると、将来、不支給裁定率が多少上昇するかもしれないが、支給・不支給の裁定率に余り神経質になることはなからう。大切なことは、受給要件のある被害者に一人でも多く適切な給付がなされることである。

2 多層的な経済的支援

我が国の犯給制度も世界水準の制度へと発展しつつあるが、これで被害者に対する経済的支援は事足りるとするようないことがあつてはならない。犯罪の被害者は、それぞれ様々な事情を抱えており、経済的支援に対するニーズの内容も様々である。附帯私訴や損害賠償命令など犯罪者自身による損害回復の手段も検討に値するが、公的給付（民間団体による給付でもよい）についても、被害者の事情に応じて、給付の性格、受給要件、支給額、支給方法、支給時期（申請期間・時効）の異なる制度があつて構わないし、一人の被害者が複数の給付が受けられる余地があつてもよからう。何も被害者に対する経済的支援は一本立てでなければならないという規則があるわ

けてない。

台湾でも、犯罪被害者保護法に基づく犯罪被害補償金の制度と並んで、性犯罪防止法に基づく地方政府による補助（金）制度や、民間の犯罪被害者保護協会による経済援助の制度がある。⁽¹⁵⁵⁾ しかも、後者の犯罪被害者保護協会による援助は、ただ金銭を支給するだけに止まらず、被害者に必要な情報提供や関連機関への紹介を行い、それに伴う支出を協会がカバーするという肌理の細かいものとなっている。

幸い、我が国には、犯罪被害者等給付金支給法が制定された際の国会附帯決議に基づき、全国の警察職員を含む多くの市民から浄財・寄付を得て設立された財団法人犯罪被害救援基金による奨学金や見舞金の制度がある。⁽¹⁵⁷⁾ また、暴力団から被害を受けた者に対しては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成三年五月一五日法律第七七号）により各都道府県毎に公益法人暴力追放運動推進センターが指定され、その活動の一環

として、暴力団による被害者に対し見舞金を支給したり、暴力団員に対する民事訴訟の訴訟費用の貸付け等を行ったりしているし、一九八八年には、暴力団被害者の損害賠償請求訴訟などの訴訟費用を援助する民間の暴力団被害救済基金も発足している。⁽¹⁵⁸⁾ 被害者支援に取り組む民間団体の財政事情には厳しいものがあるが、将来的には、額こそ限定されてはいても、緩和された要件で、被害直後に迅速な給付を行うことができるような経済的支援をも整備し、公的な犯給制度と互いに補充し合うような体制を構築することが理想であろう。そのため、民間団体に対する国や自治体からの財政援助が不可欠である。

犯罪被害者に対する地方自治体独自の給付制度も新たな可能性の一つである。大阪府の摂津市が既に一九七一年の段階で犯罪被害者をも対象とする災害見舞金制度を発足させているのは注目に値するし、⁽¹⁵⁹⁾ 最近では、一九九九年に埼玉県の自治体（嵐山町）が犯罪被害者に対し独自に見舞金を支給する条例を制定している。⁽¹⁶⁰⁾ このような地方自治体による被害者への見舞金は、犯給法による給付金が支給される場合にも支給され、当該の給付金との

調整は行われなから、国家制度としての犯罪被害者等給付金制度と並行して発展していくことが望まれる。

- (154) 拙稿「二〇〇〇」・前掲注(8) 四〇九―四二一頁、拙稿・前掲注(98) 四七―四八頁。
- (155) 拙稿「台湾における犯罪被害者支援の現状」犯罪被害者保護協会の活動を中心として(1) 捜査研究五九五号(二〇〇一) 五〇―五一頁、拙稿・前掲注(131) 三八―四〇頁。
- (156) 衆議院地方行政一〇号・前掲注(133) 一〇頁、参議院地方行政委員会七号・前掲注(92) 二二―二三頁。
- (157) 財団法人犯罪被害者支援基金「二〇〇〇年版犯罪被害者支援基金の概要」(二〇〇〇)、奥村正雄・前掲注(118) 二二―五頁以下。
- (158) 警察庁犯罪被害者対策室『新版警察の犯罪被害者対策』立花書房(二〇〇〇) 九三―九七頁。
- (159) 朝日新聞一九九九年二月七日朝刊三一頁。
- (160) 摂津市災害見舞金等支給条例(昭和四十六年六月二十八日条例第二八号)。
- (161) 埼玉県嵐山町犯罪被害者等支援条例(平成一年九月八日条例第五一号)。